平成30年度申告分から医療費控除が変わります

○ 従来の医療費控除と、新たに創設されたセルフメディケーション税制による医療費控除の特例（裏面参照）のいずれかを選択することができます。

○ 下記または＜裏面＞の明細書を作成すれば、領収書の提出が不要になります。

○ 健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などの医療費通知を添付することで、下記「2 医療費の明細」欄の記入を省略することができます。

平成　　年度（平成　　年分）医療費控除の明細書

（前年１～１２月に支払ったもの）

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

1　医療費通知を添付する場合

右記の（1）～（3）を記入してください。

・（1）は、医療費通知に記載してある自己負担額の合計を記入してください。
・（2）は、領収書等を確認し記入してください。
・医療費通知が未発行の部分については、下記2に記入してください。

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
円	㋐ 円	㋑ 円

2　医療費（上記1以外）の明細

・「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。
・上記1に記入したものについては、記入しないでください。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分 ※介護保険サービスは、領収書に記載されている「医療費控除対象額」のみ対象です。	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
金沢　太郎 記載例	○○病院	☑診療・治療 ☐介護保険サービス ☐医薬品購入 ☐その他の医療費	15,000 円	5,000 円
		☐診療・治療 ☐介護保険サービス ☐医薬品購入 ☐その他の医療費	円	円
		☐診療・治療 ☐介護保険サービス ☐医薬品購入 ☐その他の医療費	円	円
		☐診療・治療 ☐介護保険サービス ☐医薬品購入 ☐その他の医療費	円	円
		☐診療・治療 ☐介護保険サービス ☐医薬品購入 ☐その他の医療費	円	円
		☐診療・治療 ☐介護保険サービス ☐医薬品購入 ☐その他の医療費	円	円
		☐診療・治療 ☐介護保険サービス ☐医薬品購入 ☐その他の医療費	円	円
		☐診療・治療 ☐介護保険サービス ☐医薬品購入 ☐その他の医療費	円	円
		☐診療・治療 ☐介護保険サービス ☐医薬品購入 ☐その他の医療費	円	円
		☐診療・治療 ☐介護保険サービス ☐医薬品購入 ☐その他の医療費	円	円
		☐診療・治療 ☐介護保険サービス ☐医薬品購入 ☐その他の医療費	円	円
		☐診療・治療 ☐介護保険サービス ☐医薬品購入 ☐その他の医療費	円	円
2 の 合 計			㋒ 円	㋓ 円

医 療 費 の 合 計	A	(㋐＋㋒) 円	B	(㋑＋㋓) 円

3　控除額の計算

（赤字のときは0円）

A	支払った医療費	円
B	保険金などで補てんされる金額	円
C	差引金額（A－B）	円
D	所得金額の合計額	円
E	D×0．05	円

● Gの金額を申告書表面「4所得から差し引かれる金額」の⑪に転記し、A・Bそれぞれの金額を、申告書表面の「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の⑪に転記します。

F	Eと10万円のいずれか少ない方の金額	円
G	医療費控除額（C－F）	（最高200万円） 円